

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により北山・十津川森林計画区に係る平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの地域森林計画を変更したので、その関係図書を奈良県農林部林業振興課において閲覧に供します。

令和二年一月十七日

奈良県知事 荒井正吾